

# 一般社団法人 女性起業家スプラウト会則

## 第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、一般社団法人女性起業家スプラウト（以下「本会」という。）と称する。  
本会の事務局は、福岡市に置く。

(目的)

第2条 本会は、福岡県を拠点に女性起業家及び女性起業予定者が、起業に関する知識、情報及び経営に関する様々なノウハウを習得し研鑽を重ねるとともに、相互の親睦を図り、事業の発展を実現して地域社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 本会は、専門家による経営相談サポートを行う
- 2) 本会は、講習会及び研修会等の開催
- 3) 本会は、女性起業家同士の交流会等を行う
- 4) 本会は、Web サイト等による会員の情報交換・発信を行う
- 5) 本会は、各種事業との連携を促進する

## 第2章 事務局

(設置)

第4条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。専務理事を中心に、理事長、副理事長、理事が事務局を運営する。

(書類及び帳簿)

第5条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 1) 会則
- 2) 会員名簿及び会員に関する書類
- 3) 理事、監事に関する名簿及び書類
- 4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- 5) その他必要な帳簿及び書類

## 第3章 名称使用

(名称使用)

第6条 会員は活動を行なう際、事前に申請することで「一般社団法人女性起業家スプラウト」の名称を使用することができる。その場合、「名称使用申請書」を事前に提出し、事務局に許可申請を行なうものとする。

## 第4章 会員

(資格)

第7条 本会の会員たる資格を有する者は、第2条(目的)に賛同し、活動できる者とし、以下の条件を満たすものとする。会員として同職・同業の女性起業家は原則として5名までとする。ただし、理事会の承認を得た者はその限りではない。

- 1) 起業した女性起業家及び女性起業予定者
- 2) 本会会員2名以上の推薦、または理事会の承認を得た女性起業家・起業予定者

(構成)

第8条 会員は、2区分とする。

- 1) 正会員
  1. 3年以内で起業を目的とする個人
  2. 5年以内の起業家で事業成功を目的とする個人
  3. 5年以内の起業家で交流や情報交換を目的とする個人
  4. 5年以内の起業家でビジネスマッチングやコラボ事業を目的とする個人
  5. 5年以内の起業家で事業の販路拡大や促進に取り組むことを目的とする個人
  6. その他、理事会の承認を得た個人
- 2) 賛助会員(会員及びスプラウトの事業推進に協力する意思のある個人及び団体)

(入会)

第9条 会員たる資格を有する者は、理事会の承認を経て本会に加入することができる。入会希望者は別紙の入会申込書を本会事務局に提出しなければならない。また、入会後において年度内の区分変更は原則として行わないものとする。

(条件および期間)

第10条 会員は、入会時下記目標を設定することを条件とする。目標を持って事業を軌道に乗せて卒業するため、入会期間は5年までとする。ただし、賛助会員は、条件及び期間の条件に該当しない。

- 1) 正会員起業予定者：下記の達成を目標とする(全項目)
  1. 3年以内に起業すること
  2. 事業計画の作成
  3. 事業の仕組みを明確化する
  4. ネットワークづくり
- 2) 正会員3年以内の起業者：下記のいずれか1項目以上について目標を設定すること
  1. 売上
  2. 顧客数
  3. 事業規模

3) 正会員3年以上の起業家：下記のいずれか1項目以上について目標を設定すること

1. 売上
2. 顧客数
3. 事業規模
4. 販路拡大

(会費)

第11条 正会員は、延滞なく所定の入会費及び年会費を支払わなければならない。

1) 入会費

15,000円

2) 年会費

一括42,000円 月額3,500円(年間42,000円)

3) 徴収方法は、年会費一括または12で除した額を本会が指定する期日までに支払うものとする

4) 振込手数料は、本人の負担とする

5) 運営の上で必要であると理事会が承認した場合は、別途徴収することができる

2 賛助会員は、年会費を支払うものとし、個人会員は一口30,000円、法人会員は一口50,000円とする。

(諸会費)

第12条 本会主催の活動に参加する者は、参加費等を納めるものとし、一般と会員とでは差別化を図るものとする。

(届出)

第13条 会員は、入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を本会事務局に届け出なければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第14条 入会の際に登録した個人情報については、本会運営に関してのみ使用し、情報の漏洩を防ぐよう努める。

(会員の資格喪失)

第15条 会員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- 4) 除名されたとき
- 5) 対象となる会員を除く総正会員の同意があったとき

2 会員は、前項の資格を喪失した時は退会したものとする。

(退会)

第16条 会員は1か月前までに本会事務局に通達した上で、別紙の退会申込書を提出し退

会することができる。ただし、残存分の会費及び経費の返還を求めることは出来ないものとする。未払いはこれを完納しなければならない。

(除名)

第17条 会員が本会の名誉を毀損した場合、また、会員が次の各号のいずれかに各当した場合は本会事務局からの通告により除名することができる。ただし、残存分の会費及び経費の返還を求めることは出来ないものとする。未払いはこれを完納しなければならない。

- 1) 本会及びその会員の名誉を著しく傷つける行為があったとみなされたとき
- 2) 重い刑事罰上の罰則を受けるなど、総会が会員として不適切と判断したとき
- 3) 会費の支払いなど本会の義務を怠ったとき
- 4) 本会の事業の利用について不正の行為をしたとき
- 5) 本会において政治活動または宗教活動、暴力団とのかかわり、マルチ商法やネットワークビジネス、勧誘活動などを行ったとみなされたとき
- 6) その他除名すべき正当な事由があったとき
- 6) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- 7) 除名されたとき
- 8) 対象となる会員を除く総正会員の同意があったとき

(会員名簿)

第18条 本会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(守秘義務)

第19条 賛助会員は本会での活動を通じて知り得た会員の情報やアイデアを会の趣旨に反して利用しないものとする。

(自己責任)

第20条 会員は本会にて入手した情報、ノウハウに基づき自らの事業を実行、運営できる。ただし、その場合は自らの責任においてそれを行うものとし、それによって生じたいかなる損害、不都合について他の会員や本会事務局に損害賠償を請求しないものとする。

## 第5章 役員等

(種類及び定数)

第21条 役員の数、次の通りとする。

- |         |          |
|---------|----------|
| 1) 理事長  | 1人       |
| 2) 副理事長 | 1人       |
| 3) 専務理事 | 1人以内     |
| 4) 理事   | 1人以上5人以内 |
| 5) 監事   | 1人       |

2 本会は、前項の役員のほかに、次の者を置くことが出来る。

- |       |          |
|-------|----------|
| 1) 会計 | 1人以上3人以内 |
|-------|----------|

(選任)

第22条 役員は、総会において会員の中から、総会の議決によって選任する。

(職務)

第23条

- 1) 理事長 本会を代表し会務を総括する
- 2) 副理事長 理事長を補佐して業務を司り、理事長事故ある時はこれを代行する
- 3) 専務理事 理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する
- 4) 理事 本会業務執行の決定、理事職務の執行監督、代表理事の選任を行う
- 5) 会計 会計全般を処理し、事業を円滑に遂行できる環境を目標とする
- 6) 監事 法令・会則に沿っているかの評価を行い、監査報告書を作成する

(任期)

第24条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 次期役員が選任されるまでの間は、従前の役員がその任を行うものとする。

(信義則)

第25条 役員は、法令、会則などの定め並びに本会の決議を遵守し、本会のために忠実にその職を遂行しなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、総会の決議を持って定める。

(顧問)

第27条

- 1) 本会に顧問をおくことができる
- 2) 顧問の員数は、1名とする
- 3) 理事の相談に応じることができる
- 4) 顧問は、理事会に出席して意見を述べるることができる

## 第6章 プロジェクト

(設置)

第28条 本会は、円滑に運営するために理事会の承認を得てプロジェクトをおくことができる。

(種類)

第29条

- 1) 交流推進プロジェクト  
仲間づくりや情報交換の場、新たな交流を図りながら互いの活性化を向上することを目的とする。

- 2) 連携推進プロジェクト  
県・国、一般企業や団体との連携により組織の資質向上を図り、事業活動の充実と社会的地位の向上を目指す。
- 3) 企画戦略プロジェクト  
働く女性が登録できる web 版タウンページの企画運営、全国の働く女性との新たな縁をつなぐ場を提供する。
- 4) 研修推進プロジェクト  
特定創業支援事業として、起業間もない方や起業後 3 年以内の女性起業家を対象に基本的な経営知識の習得を目的とした研修や講座を企画する。
- 5) 事業促進プロジェクト  
会員と企業・団体の仲介者として、ビジネスマッチングやコラボ事業の実現を図ること、また、自身の事業強化・還元を兼ねた勉強会を行うことを目的とする。

(運営)

### 第 30 条

- 1) プロジェクトの運営は、正会員によって行う
- 2) プロジェクトにはプロジェクトリーダーを 1 名、サブリーダーを 1 名以上おく
- 3) プロジェクトのプロジェクトリーダーは、原則として正会員の中から選任する
- 4) プロジェクト活動に資金が必要な場合は、あらかじめ年度開始前に予算として計上することとする。ただし、やむを得ない事由により緊急に資金が必要になった場合は理事会の承認を得ることとする。

## 第 7 章 支援事業

(設置)

第 31 条 本会は、支援体制を強化するために理事会の承認を得て支援事業をおくことができる。

(種類)

### 第 32 条

- 1) 経営相談支援事業  
中小企業診断士及びその他専門家による経営全般（事業計画、販路拡大、資金繰り等）のアドバイスを行うことを目的とする。
- 2) 開業・会社設立支援事業  
行政書士及びその他専門家による開業・設立に至るまでの書類作成・定款認証・登録申請の支援を行うことを目的とする。
- 3) クリエイティブ支援事業  
ロゴのデザイン、名刺や封筒などの印刷物、ホームページ制作まで、事業または商品におけるコンセプト構築やブランディングの支援を行うことを目的とする。

4) 税務支援事業

税理士及びその他専門家による経営に必要な会計帳簿、税務申請書類、確定申告等、税務のアドバイスをを行うことを目的とする。

5) 労務支援事業

社会保険労務士及びその他専門家による企業を運営して行く上での労務管理や社会保険に関し、アドバイスをを行うことを目的とする。

6) 経営法務支援事業

弁護士及びその他専門家による中小企業や個人事業主の経営に関する法的問題・課題のアドバイスをを行うことを目的とする。

## 第8章 総会及び理事会

(種別)

第33条 本会の意思決定に関する機関は、総会及び理事会とする。

(機能)

第34条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 年度事業計画及び収支予算の決定
- 2) 年度事業報告及び収支決算の報告の承認
- 3) 役員に関する事項
- 4) 定款の変更
- 5) その他、本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) 会則の制定または変更及び廃止に関する事項
- 4) 会員の入会及び退会
- 5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 6) プロジェクトの設置及び活動に関する事項
- 7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条

- 1) 総会は、毎年1回開催するほか、理事会が必要と認めるとき、または会員総数の1/5以上から請求があった場合は、6週間以内に臨時総会を開催しなければならない。総会を開催するときは、総会の日時、場所及び審議事項を記載した電子メールによって通知する。
- 2) 理事会は、原則として役員全員、毎月第2水曜日10時より事務局にて開催する。審議事項がない場合は翌月に持ち越す場合もある。開催の有無は第1水曜日まで

に決定を行い、電子メールによって通知する。

(議決)

#### 第36条

- 1) 総会は、これを構成する会員の1/3以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する
- 2) 理事会は、これを構成する役員の過半数の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する

(持ち回り会議)

第37条 審議すべき事案について、理事長が急施を要し、会議に付議する時間がないと認めるとき、または会議に付議する必要がないと認めるときは、事務局が各会員または理事あてに電子メールを送信することによる持ち回り会議を行うことができる。

### 第9章 基金

(基金の拠出)

第38条 当会は、一般法人第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第39条 基金の募集、割当及び払込み等の手続きについては、別に定めるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について年次総会における決議を経たのち、理事会が決定したところに従って行う。

### 第10章 会計及び事業年度

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(運営費)

第43条 本会の運営に必要な収入は、次のとおりとする。

- 1) 会員年会費
- 2) 賛助会員費
- 3) 寄付金
- 4) その他の収入

(事業計画と予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う予算案は代表理事が作成し、理事会で毎事業年度開始前に承認する。

(事業報告と決算)



第45条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事会で作成し、総会の承認を得なければならない。

#### 第11章 補則

(細則)

第46条 この会則の執行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 第12章 附則

(会則の施行)

第47条 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年4月1日改訂